

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の小委員会の設置について

令和3年3月17日
令和4年9月15日改正
令和5年4月4日改正
令和5年6月14日改正
令和6年1月12日改正
令和6年8月9日改正
令和7年6月24日改正
水環境・土壌農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に、次の小委員会を置く。
 - (1) 人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会
 - (2) 生活環境の保全に関する水環境小委員会
 - (3) バイオレメディエーション小委員会
 - (4) 農薬小委員会
 - (5) 水道水質・衛生管理小委員会
 - (6) 土壌制度小委員会
 - (7) 水環境制度小委員会
2. 人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会においては、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく水質の汚濁及び土壌の汚染に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改訂に関する専門的事項について調査審議する。
3. 生活環境の保全に関する水環境小委員会においては、環境基本法第16条第1項の規定に基づく水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準（水生生物の保全に係る水質環境基準に関する事項を含む）の設定、改訂及び水域類型の指定等に関する事項、その他良好な水環境の保全に関する事項について調査審議する。

4. バイオレメディエーション小委員会においては、バイオレメディエーションに関する適切な制度について調査審議する。また、バイオレメディエーションに関する新たな制度に基づく個別技術の審査を行う。
5. 農薬小委員会においては、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準（以下「作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若しくは改定に関する事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条1項第11号に規定する農林水産省令・環境省令（令和5年農林水産省・環境省令第2号）で定める場合に関する事項、同法第3条第1項の規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに同法第25条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。

なお、作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。
6. 水道水質・衛生管理小委員会においては、水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する専門的事項について調査審議する。
7. 土壌制度小委員会においては、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する今後の土壌汚染対策の在り方及び同法の運用等について調査審議する。
8. 水環境制度小委員会においては、環境保全上の支障の防止及び良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について調査審議する。
9. 各小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境・土壌農薬部会の決議とすることができる。
10. 部会長は、各小委員会に出席し、意見を述べることができる。